

変更届出に係る提出書類一覧（産廃・特管収集運搬業）

提出書類	
届出書	
1	産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（様式第十一号） 又は、特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（様式第十七号）
添付書類	
2	変更事項に応じて下記の書類等を添付する。
<p>個人事業主又は法人の住所の変更 ※ 住居表示の変更を含む。</p>	<p>(1) 現許可証の写し (2) 変更後の住所を証明する書類 ア 個人の場合 住民票の抄本又は謄本（届出日前3ヶ月以内に発行のもの。） ※外国人にあっては、国籍等の記載のあるもの。 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 イ 法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本（届出日前3ヶ月以内に発行のもの。） ※住居表示の変更の場合、(2)の各証明書に代えて、市区町村長の証明書でも可</p>
<p>個人事業主の氏名又は法人の名称、組織の変更</p>	<p>(1) 現許可証の写し (2) 変更後の氏名、名称等を証明する書類 ア 個人の場合 住民票の抄本又は謄本（届出日前3ヶ月以内に発行のもの。） ※外国人にあっては、国籍等の記載のあるもの。 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 イ 法人の場合 (ア) 定款又は寄付行為の写し (イ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本（届出日前3ヶ月以内に発行のもの。） ※(2)について、変更前後の内容が確認できるものを添付すること。</p>
<p>役員、株主、出資者、政令使用人等の変更</p>	<p>(1) 新旧対照表（柏市様式1） (2) 現許可証の写し ※代表者の変更の場合に添付 (3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本（新たに就任した役員の就任年月日が記載されているもので、届出日前3ヶ月以内に発行のもの。） ※役員の変更の場合に添付 (4) 新たに就任した役員、新たに100分の5以上の株式を有することとなった株主、新たに出資額の100分の5以上を出資することとなった出資者、新たに政令使用人等になった者に係る次の書類（届出日前3ヶ月以内に発行のもの。） ア 住民票の抄本又は謄本（本籍地の記載のあるもの。） ※外国人にあっては、国籍等の記載のあるもの。 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 イ 登記されていないことの証明書（東京法務局の登記官発行のもの。）〔注1〕 ウ 株主（又は出資者）が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は商業登記簿謄本 (5) 届出者が法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した書類 誓約書（様式第六号の二（第10面））</p>

事務所の所在地の変更	変更後の事務所の案内図（柏市様式2の例による。）
運搬車両等，運搬機材の変更	<p>(1) 運搬施設の概要（様式第六号の二(第2面)）</p> <p>(2) 新たに登録する運搬車両等の写真（様式第六号の二(第6面)）</p> <p>※(1)に記載した順に綴り込むこと。</p> <p>(3) 新たに登録する車両等の所有権（使用権原）を有することを証する書類〔注2〕</p> <p>ア 車両等の検査証の写し（届出日に有効期間内にあるもの。）</p> <p>※電子車検証の場合は，自動車検査証記録事項の写しを添付</p> <p>※該当する車両等写真の次に綴り込むこと。</p> <p>イ 賃貸借等の場合は，検査証に車両等の賃貸借契約書等の写しを添付</p> <p>ウ ディーゼル車規制対象車両は，検査証に粒子状物質減少装置装着証明書の写しを添付</p> <p>(4) 新たな機材等の構造略図</p>
駐車場等の変更	<p>(1) 変更後の駐車場の案内図，平面図（柏市様式2の例による。）</p> <p>(2) 変更後の駐車場の所有権（使用権原）を有することを証する書類〔注2〕</p> <p>駐車場に係る土地の登記事項証明書又は登記簿謄本（申請者の所有地の場合。届出日前3ヶ月以内に発行のもの。）又は土地等の賃貸借契約書等の写し（駐車場が借地等の場合）</p>
備考	
<p>1 同じ日に産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届又は廃止届の提出を行う場合には，届出書への添付書類のうち重複するものを省略することができます。この場合，添付を省略した届出書（第1面）の左下余白に「別記の添付書類については，同日付け〇〇〇〇変更（廃止）届出書に添付」と朱書し，「添付を省略した書類の一覧表」を添付書類の当初（①の手前）に添付してください。</p> <p>2 提出書類（正・副各一部）は，届出項目が複数あるときは項目ごとにインデックス（縦書き，段差付け）を付して，2穴紐綴じしてください。</p> <p>3 法人名，代表者名，住所など許可証の書換えが必要になる届出の場合には，「電話」にてお知らせします。</p>	

【注釈】

注1 登記されていないことの証明書とは，後見登記簿ファイルに「成年被後見人，被保佐人とする記録がない」ことを証明した書類です。申請先は，窓口申請の場合(1)，郵送申請の場合(2)です。

(1) 各地方方法務局（千葉県：千葉地方方法務局戸籍課戸籍係 千葉市中央区中央港1-11-3 TEL 043-302-1316）

(2) 東京法務局民事行政部後見登録課（TEL 03-5213-1360 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎）

注2 届出者は，継続して施設の使用権原を有している必要があります。車両等の使用権原を証明する書類は以下のとおりです。

(1) 車両の使用権原を証明する書類

車両の使用権原は，自動車検査証又は自動車検査証記録事項で証明しますが，使用権原があると認められるのは，次の場合です。

ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項の使用者（所有者欄のみに記載があるときは所有者）と届出者が同じであるとき。

イ 使用者等と届出者が異なるが，両方で車両の賃貸借等契約（使用貸借のときは承諾書でも可）が締結されているとき。

この場合，契約書等には，次の事項が明記されていることが必要です。

(ア) 対象車両の登録ナンバー

(イ) 賃貸借等の期間（１年以上）

(ウ) 届出者の産業廃棄物収集運搬業の用に供すること（明記されていない場合は、その旨の承諾書も添付）。

※同一車両を複数の事業者によって重複使用（二重登録）することは認められていないので、賃貸借等期間が満了したとき又は他の事業者が使用する場合は、当該車両の使用を廃止する旨の変更（廃止）届出書を提出する必要があります。

なお、重複使用や単なる名義上の届出である等その使用実態に疑義があり、又は不法な使用を助長する恐れがある場合は、使用が認められないことがあります。

※電子車検証が発行されている車両については、「自動車検査証記録事項」の写しを提出すること。

(2) 駐車場の使用権原を証明する書類

届出者以外の者が所有者の場合は、賃貸借等契約書（使用貸借のときは承諾書でも可）により使用権原を証明します。

この場合、当該契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。

ア 賃貸借等土地の所在地（駐車場案内図に表示した地番と一致すること。）、面積等
イ 賃貸借等の期間（１年以上）

なお、当該契約が書面によらない場合は、自動車保管場所証明書（警察署発行のもの。）又は保管場所標章交付申請書の写しを添付してください。

廃止の届出に係る提出書類一覧（産廃・特管収集運搬業）

提出書類	
届出書	
1	産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（様式第十一号） 又は、特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（様式第十七号）
添付書類	
2	下記の書類等を添付する。
収集運搬業の廃止の場合	廃止する収集運搬業の現許可証（原本）
事業の一部廃止（事業範囲の縮小）の場合	現許可証の写し